

特別定額給付金(仮称)事業が実施されます

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡潔な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金(仮称)事業が実施されることになりました。

○給付対象者及び受給権者

- ・給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記載されている方
- ・受給権者は、その方の属する世帯の世帯主

○給付額

- ・給付対象者1人につき10万円

○給付金の申請及び給付の方法

- ・申請は「郵送申請方式」「オンライン申請方式(マイナンバーカード所持者)」が基本
- ・給付は原則として申請者の本人名義の銀行口座への振り込み



○幌延町の対応

- ・幌延町では、5月中旬ごろから、幌延町に住民登録のあるすべての世帯に、世帯員のお名前の入った申請書を郵送する予定です。
 - ・町民の皆様には、郵送された申請書の記載内容をご確認いただき、世帯主のお名前、振込先口座情報を記入し、修正箇所がありましたら修正のうえ、同封の返信用封筒で返信してください。
- その際、マイナンバーカードや運転免許証といった本人確認書類と通帳やキャッシュカードなど振込先口座確認書類の写しを同封してください。

5月下旬ごろからの給付を予定して現在作業を進めていますが、状況によっては作業が遅れることも考えられますので、ご了承ください。

※給付を装った詐欺被害にご注意ください！ 町や総務省などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いしたり、手数料の振り込みを求めたりすることなどは絶対にありません。

お問い合わせ先：住民生活課 生活グループ 電話：5-1112 FAX：5-2971